

## 社会福祉法人心誠会行動計画

社会福祉法人心誠会職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年12月2日～平成32年3月31日までの2年4ヶ月間

### 2. 内 容

目標1：非正規職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上にする。

<対 策> ※括弧書きは、新たな対策の開始予定時期

- 現行の看護・介護業務の諸課題を洗い出し、業務効率を向上するための具体施策（職員数の適正配置、紙媒体情報の電子化、共用備品の配備等）を実行する。（H30.1～）
- 弾力的な勤務シフト表の作成や年次有給休暇取得計画を策定することで、夏期休暇を完全消化するほか、リフレッシュ休暇制度を積極的に活用する。（H30.4～計画策定）
- 慢性的な人材不足を解消するため、職場見学、インターンシップを積極的に受け入れるとともに、ハローワーク、行政、雇用対策協議会等関係団体と連携して、法人の魅力を对外発信する場を拡充する。
- 未婚者を対象とした域内婚活イベントを積極的に支援することで、職員の将来生活の安定化を図り、職場定着や離職防止につなげる。（H30.3～）
- 職員の子や孫が施設で働く親等の仕事を見聞することで、介護業務に興味と関心を高めるための「（仮称）子ども参観日」を実施する。（H30.7～）
- 地域とのつながりを深め、地域の方々に愛され、親しまれる施設づくりを進めるため、法人事業等を広く紹介する施設公開を実施する。（H30.3～）

目標2：平成30年3月までに、非正規職員が希望する場合に利用できる、正規職員に準じた特別有給休暇制度を導入する。

<対 策> ※括弧書きは、新たな対策の開始予定時期

- 正規職員に付与している特別有給休暇（結婚・出産・忌引き・子の看護・介護・夏期休暇等）のうち、非正規職員に対する付与が適当と認められる休暇制度を、理事会の議を経て制定する。（H30.3 制定、H30.4～運用）

目標3：平成31年3月までに、全職員の所定外労働時間（時間外勤務）を、1人当たり1ヶ月12時間以内にする。

<対 策> ※括弧書きは、新たな対策の開始予定時期

- 所定外労働の原因の分析を事業所毎で行うとともに、管理・監督職を対象とした意識改革のための研修を年1回以上実施する。（H30.4～）
- 管理監督者の事前命令の徹底により、不要不急の時間外勤務を縮減する。
- 「ノー残業デー（毎週水曜日）」「終礼」を励行する。（終礼：H30.1～）